

不況期における

減価償却方法変更の経済的意義

——有価証券報告書の実態分析——

小 森 瞭 一

- 一 監査報告書における限定意見
- 二 有価証券報告書の実態分析
- 三 最近の償却方法変更の経済的意義
- 四 成長指標による耐用年数の短縮
おわりに

一 監査報告書における限定意見

(一) 監査意見としての限定事項

昭和四〇年三月六日、突如として会社更生法の申請をおこなった山陽特殊鋼は、その後、多くの中小企業の連鎖倒産という社会不安や社内預金の凍結等社会的問題を投げかけた。

わが国の企業経営はこの事件発生以来、これまで以上に社会的存在としての公共性・合法性・公開性が要求せられるようになった。とくに、この山陽特殊鋼の場合、約七二億円のぼろ架空利益を計上したいわゆる紛飾決算であったため、過剰投資、過当競争、借金経営といった理由以外に世間の注目をあびた。この紛飾決算は証券取引法による有価証券報告書によって、その財務諸表が公開されていたため、たちまち売り切れとなるほどの社会的関心を惹き起した。周知のように、今日株式を上場している会社は金融保険業法等により免除された業種以外はすべて有価証券報告書が大蔵省に提出しなければならず、その際公認会計士の財務諸表に対する監査意見が添付されていることを必要とされている。この監査報告書は会社の作成した財務諸表が企業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかを独立の第三者としての職業的専門家の立場から意見を表明するものである。この報告書は大きく監査対象を明確にした監査範囲の概要と監査の結果としての監査意見からなっている。重要なのはこの監査意見であるが、この監査意見はさらに総合意見と個別意見とに分れる。総合意見は財務諸表全体に対する監査人の最終的総括見解であつて、適正意見、不適正意見、意見差控えがあるが、実際に現実の監査報告書を分類すると「おおむね適正」という中間的（あいまいな）意見区分が相当数あることがわかる。⁽¹⁾

この総合意見に対して財務諸表の各項目についての意見を個別意見といい、各項目が適正にかつ前事業年度と同一の基準を継続して処理されており、また表示が正しければ個別意見としての表明は必要ない。したがって、個別意見として掲げられる場合は一般に公正妥当と認められた基準に照らして何らかの離反がある場合に指摘され、これが一般に限定事項といわれている。この限定事項の解釈については、総合意見を限定する除外事項と解するか、あるいは総合意見を直接限定するのではなく、総合意見とは別個の存在として読者の注意点を指摘したものとする二見解があ

第一表 総合意見の推移

決算期	年38		39		7~12		40		7~12			
	月	7~12	1~6	%	社	%	社	%	社	%		
適概不意そ	正	304	49.8	社	328	53.9	社	322	54.0	社	324	53.8
ね適正	正	254	41.6	社	250	41.1	社	253	42.4	社	255	42.7
不意そ	正	15	2.5	社	9	1.5	社	9	1.5	社	11	1.8
見差	正	16	2.6	社	12	2.0	社	10	1.7	社	6	1.0
控え	正	21	3.5	社	10	1.5	社	2	0.4	社	4	0.7
その他	正	21	3.5	社	10	1.5	社	2	0.4	社	4	0.7
合	計	610	100.0	609	100.0	596	100.0	600	100.0	597	100.0	

〔出所〕東京証券取引所調査課調

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

る。いずれにしても、個別意見で重要な影響を財務諸表に与えている場合は当然全体的意見としての総合意見を左右する。この個別意見としての限定事項は上述の総合意見形成の資料であると同時に監査人の責任の範囲の限定ともなる。このような意味から、監査意見に限定意見としての個別意見がないという場合は無限定適正意見といわれるのに対して個別意見のある場合を限定付適正意見といい、同じ適正意見でも区別されている。この他に、監査実施が著しく制限されたり、会社側の作成する会計記録が著しく不備で意見表明ができない場合は意見の差控えがおこなわれる。

したがって、監査報告書の総合意見としては上限は無限定適正意見から限定付適正意見、下限の不適正意見があるほか、意見表明以前の段階ともいえる差控え意見が存在する。

他方、個別意見として限定事項には次の三種類が存在する。

- (1) 一般に公正妥当と認められた会計原則違反による限定（以下一号限定という）
- (2) 継続性違反による限定（以下二号限定という）
- (3) 表示上の限定（以下三号限定という）

この限定事項以外に昭和四一年四月二六日付で大蔵省企業会計審議会は、新監査報告準則において、除外事項を認めている。したがって、今後は除外事項と限

第二表 限定事項の分類

(40.7—12月決算)
第一部市場

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

I 会計処理に関する限定事項		件	%
(1)	諸引当金の会計処理	335	71.9
(2)	減価償却の会計処理	9	1.9
(3)	期間損益の配分	67	14.4
(4)	評価損益	41	8.8
(5)	その他	14	3.0
		466	100.0
II 継続性の変更に関する限定事項			
(1)	諸引当金計上基準の変更 ^{*1}	18	47.4
(2)	減価償却費処理の変更	15	39.5
(3)	その他	5	13.1
		38	100.0
III 表示に関する限定事項			
(1)	利益剰余金性引当金の負債表示	247	96.9
(2)	資産の表示分類	5	2.0
(3)	その他	3	1.1
		255	100.0

* 1. このうち14件は定率法から定額法への変更によるもの

【出所】東京証券取引所調査課調

定事項の両方が出てくることになる。総合意見に対する限定と考えるなら限定事項よりも除外事項の方が監査意見としてまともと思う。両者の関係については、「限定意見は従来通り存在し、これは多くの除外事項のうち、監査人の意見形成上、とくに重要なため監査報告書に記載された除外事項をいう。」⁽⁵⁾といわれているが、明瞭な基準とはいえない。

そこで、昨今のわが国の有価証券報告書から各限定事項の分布状態を分析すると上の表のようになる。

表の件数からみると、一号限定がもつとも多く、二号限定は一番少ないが、これは絶対的回数の差であって、財務諸表へ及ぼす経済的影響すなわちその重要性はまた別の問題である。

限定事項のうち、財務諸表が財政状態および経営成績を適正に表わしているか否かについてとくに重要性の高いものは不適正意見表明の基礎となってい

るのは先述の通りである。

限定意見なしで不適正意見の表明がおこなわれることは決してないのであるから、不適正意見の内容はとりもなおさず、これら限定事項であり、総合意見が監査意見の判決とすれば個別意見すなわち限定事項は判決を導く論旨であるといえよう。

(二) 継続性の変更の限定意見

周知の通り、今日の企業会計は企業の財政状態および経営成績に関して真実な報告を提供することを目的としている。⁽⁶⁾ この真実性の原則の意味する真実とは、いわゆるコンヴェンションという現代会计学の構造を支える三つの柱によって支えられている。この三つの柱とは、(1)企業実体 (Business Entity) (2)会計期間 (Accounting Period) (3)貨幣額評価 (Monetary Valuation) であるといわれている。⁽⁷⁾

今日の企業は半永久的継続企業 (Going Concern) を前提としているため、一定の人為的計算期間を設定して、その経営成績を測定しなければならない。この経営成績の測定は期間利益の測定によりおこなわれるが、その内容は実現主義による期間収益と、発生主義に基づいて期間配分された期間費用との対応によりおこなわれる。したがって、期間収益と期間費用を確定する基準は毎期間継続して同じ基準が適用されなければならない。⁽⁸⁾ すなわち、「企業会計はその会計処理の原則および手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」⁽⁸⁾ ということになる。したがって、この継続性の原則はいわば会計の相対的真実性を保証する不可欠の条件である。なぜなら継続性もし破られることがあれば、企業会計は相対的真実性を失い、もはや企業の財政状態や経営成績を正しく表示できなくなるからである。この継続性の原則の遵守は企業会計原則の一般原則をはじめとして、損益計算書

原則、貸借対照表原則、財務諸表規則等に必ず明記されているほど重要な原則である。したがって、会社の作成した財務諸表が前と同一の基準を継続して適用したか否かについては公認会計士の監査報告書においても記載されなければならぬ。

前述の監査報告準則三「財務諸表に対する意見」(一)の2がそれであって、「それに除外事項があると認められた場合には、当該除外事項を明示し、かつそれが財務諸表に与えている影響を記載しなければならない」ともしている。このように継続性に違反した会計処理は除外事項となり限定意見が付される。さらに、この「除外事項が財務諸表に特に重要な影響を与えていると認めた場合には、財務諸表が会社の財政状態および経営成績を適正に表示していない旨およびその理由を記載しなければならない」と、特に重要な場合は不適正意見にもなるのである。以上は昭和四一年四月二六日付で企業会計審議会第三部会による一連の改訂作業の結果、発表された新準則によった説明であった。ところが、これからわれわれがみようとす調査はこの改訂以前の旧準則により規制されていた期間であるため、われわれはこの旧準則についても見なければならぬ。旧報告準則では継続性違反の限定を次のように定めている。「企業の採用する会計処理の原則および手続について当期純利益に著しい影響を与える変更がおこなわれた場合、但し、正当な理由による期間利益の平準化又は企業の堅実性を得るために行なわれている場合を除く。」⁽¹¹⁾

問題はこの但書であった。「この利益の平準化等の場合の但書について、外国の学者が準則の翻訳をみて驚いたとかいう話があり、国辱的な準則であると心配する方々もあって早晩この但書の削除をしなければならぬ」と言われていた。また「元来『準則』は法令などの規制の指標となるべきものでそれに期間利益の平準化を正当視するような表現があったため会計学にいたく絶望した学徒も少なくなかった。」⁽¹²⁾ともいわれている。次にそれほどこの但書が重要な

ものであったか、またそれはどの点であったかを明らかにしよう。もちろん『期間利益の平準化』が全面的に認められるのであればそれは紛飾自由自在であつて問題にはならない。そのため当然『正当な理由』によると修飾語がついているのであるが、この『正当な理由』が果して何かということと現実の具体的なケースに見られる場合が果して正当な理由によつており、正当の解釈を歪めていないかということを含味することがこの但書の重要性を解釈することになる。その前に現在この但書は一体どうなつていつているかを明記しておこう。今回の準則の改訂により報告準則三の(三)は削除されたが、新報告準則を運用するにあたり、日本公認会計士協会、経団連、大蔵省の統一解釈としての「了解事項」で次のように定められている。

「前監査報告準則三の(三)の3の但書は今回の改正において削除されることになったが、この但書の削除により、従来の証券取引法に基づく監査証明における取扱いは、なんら影響を受けないものとする。なおこの但書に関連する個別的な問題については、別に検討する。」⁽¹⁴⁾

但書の文言は報告準則から削除されたが、その主旨は今後個々の場合に依つて検討されるという極めて不確定な表現をしている。今後の有価証券報告書でどのように「正当な理由」が解釈されるかは劃一的に決定されない。

(三) 「正当な理由」の内容

会計原則にいう「正当な理由」によつて、会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない⁽¹⁵⁾という「正当な理由」は前述の旧監査報告準則に引きつがれた。さらに実際の監査証明の運用に当り、大蔵省が公示した「財務諸表の監査証明に関する省令」(以下「監査省令」という)にも明記されている。

「財務諸表の項目が当該財務諸表に係る事業年度直前の事業年度と同一の基準により処理されていないと認められ

る場合においてその基準の変更が正当な理由に基づいていると認められるときはその旨、当該変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、その理由及び当該変更が当該財務諸表に与えている影響⁽¹⁶⁾」

これは二号限定の取り扱いについて述べたものであって、「正当な理由」が何であるかについては何も触れていない。そこでこの「正当な理由」の内容を具体的に列挙したものを調べると次のようなものがある。

昭和三八年に改正される前の財務諸表規則取扱要領一七九では「正当な理由」による例示として、1 経済事情の著しい変動 2 経営規模の変更を挙げている。⁽¹⁷⁾ここで「経済事情の著しい」変動の意味が疑問となる。これはたんに景気循環をいうのか、産業構造的なものをいうのか明白でないが、著しいという点から類推すれば、通常の景気循環的な短期の経済変動を指していないと解すべきであろう。「著しい」という解釈もまた主観的要素が多分に介入する用語である。いずれにせよ、この取扱要領第一七九は財務諸表規則第六二条（商品又は製品の評価基準及び棚卸方法に関する注記）に対する取扱である。棚卸資産の評価基準及び棚卸方法は本来取得原価主義を原則とするが、それが販売資産であり販売可能価額に近い状態で次期以降の損益計算に引き継がなければならない。そのために、本来の資産の評価基準である取得原価主義に対する例外として特に低価主義という基準が会計原則でも認められている。⁽¹⁸⁾すなわち販売資産である棚卸資産の評価基準の変更は使用資産である固定資産の評価基準の場合よりも一層弾力的であり、その影響も資産保有期間からして短期的であるといえよう。したがって、この「正当な理由」の例示も、棚卸資産がそうだからといって、必ずしも固定資産の償却方法変更の正当な理由に該当するとは言い切れない。現に、棚卸資産の評価基準変更の場合のこの「正当な理由」も実際には多岐の解釈を生ぜしめて濫用されたため昭和三八年の改正で削除されている。次にこの「正当な理由」をより具体的に例示したものは、「財務諸表の監査証明に関する省令の取扱

について」の規定がある。すなわちその七で次に掲げるような場合は監査証明省令第四条第三項第二号後段カッコ書当該変更が正当な理由に基いて行われているものとして意見を記載することができるとして次の五項目を列挙している。¹⁰⁾

(1) 原価法によっている棚卸資産又は有価証券について商法第三十四条第一項の規定により評価損を計上している場合

(2) 償却資産について陳腐化等の事実の発生したことにより、従来から採用していた当該資産の耐用年数を短縮し、これに基づく減価償却費を計上している場合

(3) 修繕費と資本的支出の区別、貸倒発生の有無等事実の認定の著しく困難な事項について従来から採用していた基準又は方法を変更して当期の費用又は損失として計上している場合

(4) 六の(1)に該当する場合であつて、前事業年度と異なった基準により算出された額を計上している場合

(注)「六の(1)」とは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照して必ずしも適当と認めがたい会計処理であつても、税法の規定により特に所得の計算上損金に算入することを認められているものについては、損金に算入することを認められている範囲内の金額を費用又は損失として計上している場合」をいう。²⁰⁾

(5) 季節的影響を受ける事業を営む会社がその影響により上期と下期との期間利益の変動を適正に調整するため、上期と下期との間に会計処理の変更を行う場合でその変更が毎年同一の基準に従つてなされている場合

以上は変更の理由の当否を詳細に吟味することなく、ただ政策的に「正当な理由」による変更としたものであつて限定列挙と解釈すべきである。したがつて、これ以上の個別的ケースは「正当な理由」に基づくものとは考えていな

かった。例えば、償却資産については(2)で陳腐化等の理由による償却額増加の方法として、償却方法そのものを定額法から定率法へ変更することは認めていなかった。また、税法の耐用年数が短縮されたため過大となった償却額は(4)に該当するとも考えられる。この(4)は「税法の規定により特に所得の計算上損金に算入することが認められているもの」という規定からも察知できるように税法でのみ認められ利益留保性の引当金、準備金等の繰入額をいうのである。価格変動準備金繰入額の繰入率等はこのよい例である。この条項はわが国企業会計がどれほど税法により特例を認めさせられているかの例でもある。耐用年数の短縮によって、いわば「相当の償却」以上の償却額を計上することになる場合（これは税法の耐用年数を唯一無二の償却基準としていることに問題はあるが「相当の償却」以上の部分はいわば会社としては秘密積立金となり利益留保性を有するものである。このような場合がもしあるならば、それはこの(4)の取扱いとなるであろう。しかし、その処理は税法限度額を100%として、その範囲内において一定の基準（または一定割合の耐用年数）を継続適用すべきである。税法上の耐用年数の短縮により「相当の償却」以上が認められたという理由で償却方法自体を変更してもよいということは何ら規定されていないし、上記「正当な理由」のケースが限定列挙であるという解釈からも承服できない。

以上の「正当な理由」による変更の例示は昭和三十九年大蔵省令第六十一号により「監査省令」の一部変更が制定された際、同監査省令取扱もそれに準じて変更された結果、上記(4)を除いては文言上すべて削除されている。⁽²¹⁾

このことは限定列挙としていたにもかかわらず、かかる「正当な理由」を明文上認める態度を段階的に改めて行うとする動きを示すものである。少くとも、上記の例示はわが国監査体制の生成発展の過渡期における所産物であったにすぎないといえよう。要するに、この「正当な理由」の内容については、現行の監査基準、準則、省令、取扱い

通達において、明文を以て表示されてはいない。今回の報告準則の改訂に際しても、この「正当な理由」による場合は著しく制約されて解釈したいという主旨からみて狭義に解すべきであろう。個々のケースについては、その影響の重要性をも鑑みて、公認会計士の判断に委せられている。しかし、少くとも利益操作の疑いがあるような会計処理の変更と考えられるケースは決して「正当な理由」とは言えないのである。

(1) 昭和四一年四月二六日付で監査基準及び監査報告準則が改訂され、そこではこの「おおむね適正」というランクは可及的排除の方針が明らかにされた。したがって今後における監査報告書では「おおむね適正」区分はなくなると期待される(佐藤孝一、「監査基準と監査報告準則の改訂について」企業会計、一九六六年六月号四五～四八頁参照)。

(2) 大蔵省令第四五号「財務諸表の監査証明に関する省令」(以下「監査省令」という) 第四条四。

大蔵省理財局第四一二四号「財務諸表の監査証明に関する省令の取扱について」(以下「監査省令取扱」という) 第一一。

(3) 昭和四一年四月二六日付で企業会計審議会が発表した新監査報告準則三「財務諸表に対する意見」(以下「新報告準則」という) では次のように定められている。

① 会社が採用する会計処理の原則及び手続が「企業会計原則」に準拠しているかどうか。

② 会社が前年度と同一の会計処理の原則及び手続を適用しているかどうか。

③ 財務諸表の表示方法が一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準又は法令に準拠しているかどうか。

(4) 企業会計審議会、「新監査報告準則」三の二。

(5) 中瀬宏通、「新監査報告準則の解説」企業会計、一九六六年六月号七二頁。

(6) 「企業会計原則」一般原則(一)。

(7) コンヴェンションについては種々の説がある。例えば、

黒沢清教授は、(一)企業実体 (二)会計期間 (三)貨幣的評価の三つを基本的コンヴェンションとしておられる(「近代会计学」七八頁)。

阪本安一教授は、基礎的前提として、(一)企業実体、(二)継続企業、手段として、勘定式計算、(二)貨幣価値計算を挙げられる(「財

務諸表論」一〇～一二頁)。

黒沢教授の説はいわばアメリカ会計学会の通説であつて、次の文献はこのコンヴェンションの研究に貴重な資料である。A. C. Lutton, *Accounting Evolution to 1900*; S. Gilman, *Accounting Concepts of Profit*

- (8) 「企業会計原則」一般原則七。
- (9) 企業会計審議会「新監査報告準則」三の(一)。
- (10) 企業会計審議会「新監査報告準則」三の(1)。
- (11) 企業会計審議会「旧監査報告準則」三の(四)の三。
- (12) 居林次雄、「了解事項」について「企業会計」一九六六年六月号八二頁。
- (13) 中西旭、「監査基準は更に透徹せよ」企業会計 一九六六年六月号九三頁。
- (14) 「了解事項」記一。
- (15) 「企業会計原則」一般原則七。
- (16) 大蔵省「監査証明省令」第四條三の二。
- (17) 大蔵省財務局「財務諸表規則取扱要領」(藏理二二三二七三) 昭和二八・一一・一四。
要領一七九「棚卸資産の評価基準及び棚卸方法は一定し、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用すべきものとする。但し、経済事情の著しい変動、経営規模の変更等に基く正当の理由がある場合はこの限りではない。」
- (18) 「企業会計原則」注解五。
- (19) 大蔵省理財局「監査証明省令取扱」(藏理第四二二四五号、昭和三一・四・一三)七。
- (20) 「監査省令取扱」六の(1)。
- (21) 渡辺実著「詳説財務諸表規則・監査証明省令」一一六頁(森山書店)。

二 有価証券報告書の実態分析

(一) 償却方法変更会社の分析

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

第三表 定率法から定額法への変更社数

	38. 1~6	38. 7~12	39. 1~6	39. 7~12
一部市場	社 5	社 4	社 2	社* 12
二部市場	2	1	1	6

* この12社中に調査対象会社が含まれる

〔出所〕東京証券取引所調

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

(四三〇) 三二

周知のように、わが国では昭和三〇年代前半において設備投資を主軸として、未曾有の高度経済成長を達成してきた。しかし、昭和三六年秋以降、国際収支の赤字に端を発した一連の金融引締政策から、昭和三八年に一時的に景気回復があったとはいえ、これまで経験したことのない長期間の景気停滞に企業収益は数年間低下する一方であった。

この長期間の不況の三年目にあたる昭和三九年九月決算から昭和四〇年三月決算までの第一部市場上場会社延べ一二五四社の有価証券報告書を調査した結果、延べ二〇社（うち、S化学は昭和三九年九月および昭和四〇年三月期の二期間にわたり、機械装置の一部分づつについておこなっている）が、従来の会社の採用してきた固定資産の償却方法を定率法から定額法へ変更している。

この二〇社という数字は次の表をみれば、それが近年になく著しく増加していることが判明する。

そこで、この二〇社について、各々の有価証券報告書により、変更の影響と理由を調査し、これをやや詳細に一覧表に示すと第四表のようになる。（これらの表は調査データとして後に引用もするので、あえて詳細に挿入した。）

この表で事業年度というのは、当該会社が半年決算か一年決算かということと、変更事業年度の確定のためであるが、その対象期間は先述の通り、昭和三九年九月期以降昭和四〇年三月期決算までである。対象資産欄は、償却資産のうち、償却方法が変更されたのはどの有

第四のA表 変更会社の財務影響

1964年4～12月決算会社

社名	事業年度	対象資産	影 響				総意 合 見	限定事項
			税引前 前期純利益	当期純利益	計上 減価償却費	定率法の場 合の差額 (過少表示額)		
			千円	千円	千円	千円		
K 捕 鯨	63 11/1～ 64 10/31	船 舶	△ 22,886	500,609	1,991,085	798,000	概ね適 正	(記) 2号限定
S 化 学	64 4/1～ 3/31	機械設備 の一部	67,980	75,648	196,503	64,204	おとむ ね適正	2号限定
M 石 油	64 4/1～ 9/30	有形固定 資産	93,751	△ 470,094	1,805,514	1,016,000	おとむ ね適正	2号限定
Y ゴ ム	64 7/1～ 12/31	有形固定資 産の一部	84,185	△ 283,965	884,142	29,000	おとむ ね適正	2号限定
T 製 鋼	64 5/1～ 10/31	固定資産	△ 34,130	△ 248,203	136,397	137,698	差 控	(記) 2号限定
S 特殊製 鋼	64 4/1～ 9/30	有形固定 資産	626,180	612,392	578,297	485,215	適 正	2号限定
T 電気製 鉄	64 4/1～ 9/30	有形固定 資産	37,110	6,245	55,470	51,097	適 正	2号限定
N 製 鋼	64 4/1～ 9/30	有形固定 資産	86,254	224,984	106,774	407,944	おとむ ね適正	2号限定
T 工 業	64 4/1～ 9/30	機械装置 の一部	175,093	281,910	348,866	31,500	耐用年数の 短縮を含む 概ね適 正	(記) 2号限定
N 輸送機	64 4/1～ 9/30	車 輛運搬具 及び工具以 外の有形固 定資産	10,867	13,098	48,779	21,472	おとむ ね適正	(記) 2号限定
M 運 輸	64 4/1～ 9/30	建物の一 部	159,257	163,659	113,817	2,046	適 正	2号限定
T 汽 船	64 1/1～ 12/31	船 舶	39,734	64,138	121,970	44,933	ほぼ適 正	(記) 2号限定

1965年1～3月決算会社

F 水 産	64 2/1～ 65 1/31	船 舶	△ 181,312	△ 199,811	660,155	446,660	適 正	(記) 2号限定
H 水 産	64 2/1～ 65 1/31	船 舶	265,147	63,679	860,153	174,000	概ね適 正	(記) 2号限定
N 纜 物	64 2/1～ 65 1/31	車 輛運搬具 を除外した 固定 資産	231,800	10,615	116,621	46,000	概ね適 正	(記) 2号限定
T 産 業	64 10/1～ 65 3/31	有形固定 資産	206,996	214,229	102,231	67,880	おとむ ね適正	(記) 2号限定
S 化 学	64 10/1～ 65 3/31	機械装置 の一部	75,648	59,184	194,960	前期64,204 12,875	おとむ ね適正	2号限定
N ステン レス	64 10/1～ 65 3/31	建物機械	△ 1,774	12,557	135,890	128,000	概ね適 正	(記) 2号限定
N コロ ンビア	64 9/21～ 65 3/20	有形固定 資産	343,682	355,932	130,789	112,934	概ね適 正	2号限定
K レース クラブ	64 10/1～ 65 3/31	有形固定 資産	263,342	218,970	97,318	125,950	概ね適 正	(記) 2号限定

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

第四のB表 変更会社の理由と監査意見

(I) 一九六四年四月～二月決算会社

変更

事由

公認会計士の監査意見

会社側の説明

K 捕鯨

当社は従来有形固定資産について税法基準による定率法で減価償却を行なつて来たが、このうち船舶の償却方法を商法改正を期に定額法に改めた。これは損益及び剰余金結合計算書脚注に示す通り会社の現況にかんがみ、止むを得ざる変更と認める。

船舶に対する設備投資が多く、従来の定率法では投資後数年における償却額が過大であり、収益に対応する費用の配分としては合理的でない。

S 化学

機械設備の一部につき償却方法を定率法より定額法に変更した。妥当と認められる。これがため定率法による場合に比し、当期の償却額は六四、二三八千円の減少となった。償却額は全部製造原価に繰入れられているので、当期の利益に及ぼす影響を正確に算定することは難しいが、約四三、〇〇〇千円だけ当期利益金は多く表示されているものと認められる。

機械及び装置の一部につき償却方法を従来の定率法より定額法に変更した。これがため定率法による場合に比し、償却額は約六四、二〇四千円の減少となった。

M 石油

減価償却については当期大蔵省令の改正によって耐用年数の短縮が行われ、このため当期から減価償却の方法を従来の定率法から定額法に変更された。この変更は耐用年数が短縮されたこと近年

当期から償却方法を定率法から定額法に変更した。これは法定耐用年数の短縮が行われたことおよび新設装置が当初操業度が低いこと等により、償却費の期間配分を合理化するためである、この

当社の新設装置の操業度が実質的に低いので、償却費の期間配分の合理化を計るために行われたもので妥当な変更と認められる。この結果前期と同一の耐用年数により、かつ、同一の方法を採用した場合に比べ、約一、〇一六、〇〇〇千円減価償却額が減少している。

Y ゴ ム

当社は有形固定資産の減価償却費については、従来税法に基く定率法によっていたが、当期から雑貨事業部の川崎工場の減価償却費を定額法に変更した。変更の理由は償却費負担の均分化を図ることにある、がこの処理方法の変更の結果は従来の定率法によった場合に比し、約二九、〇〇〇千円の償却減少となるので、それに近い額だけ当期純利益に影響を及ぼしているものと考えられる。

T 製 鋼

固定資産の減価償却について当社は従来の定率法を当期より定額法に変更した。このため前年度と同様な方法によった場合に比し、一三七、六九八千円少く減価償却費が計上されている。この変更は今後新設備の増加に伴って取得時に、多額の償却費が計上されることに比し、収益に対応する原価の負担に不均衡を生ずるので定額法に変えた。この変更理由の当否については一応妥当なものと認める。

S 特 殊 製 鋼

有形固定資産の減価償却については、前事業年度までは税法上の

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

結果、新耐用年数によって前期と同一の方法（定率法）を採った場合に比べ減価償却費は約一、五六六、九〇〇千円減少し、旧耐用年数によって前期と同一の方法（定率法）を採った場合に比し減価償却費は約一、〇一六、〇〇〇千円減少した。

このうち、フォーム・ラバー製造設備及び発ぼうポリウレタン製造設備について当期からその償却方法を定率法から定額法に変更しました。この変更に伴い、減価償却費は従来の方法に比して約二九百万円減少しました。

新設備が著しく増大するので、償却費を每期平均化するため、今期より定額法に変更した。

有形固定資産の償却は定率法から定額法に変更した。当社は技術

耐用年数に基き定率法によつて償却を実施していたが、当期からこれを定額法によることに改めた。

T 電気製鉄

有形固定資産の減価償却費の計算方法を定率法から定額法に変更し、既存資産の期首帳簿価額を取得原価とみなし、税法の定める耐用年数から経過年数を差引いた残存耐用年数を基準とする計算を行った。しかるに、当事業年度の減価償却費の計算において、最近の税法の改正による短縮耐用年数を採用したが、そのみにとどめず、既存の有形固定資産について当事業年度の期首帳簿価額を取得原価とみなし、残存耐用年数を算定基準とする前期の方針を変え、新規取得資産と同様、税法の定める耐用年数をそのまま採用した。この算定基準の変更によつて前事業年度と同様の方法によつた場合と比較して、減価償却費は総額において約一〇、三〇〇千円減少した。私は当期のこの変更の内容そのものを一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に反するものと必ずしも考えないが、前期に引き続いて、このような変更を行うことを正当と認めがたい。

N 製鋼

革新に対抗し、製鋼設備、圧延設備その他加工設備をはじめとして年々多額の設備投資を行っているが、これらの設備が業績に寄与するまでには相当の市場開拓のための期間と経済単位に達するまでの追加投資を必要とする。この間に定率法による高額の減価償却費を負担させることは困難であり、又期間費用の配分のためにも妥当性を欠くため、従來の定率法を変更した。

第五〇(前期)期は有形固定資産の減価償却の方法を定率法から定額法に変更し、期首帳簿価額を取得原価とみなし、耐用年数は税法による耐用年数から経過年数を差引いた残存耐用年数を採用した。この変更によつて、前期(第四九期)の方法によつた場合と比較して、減価償却費は総額において五一、〇九七千円減少した。

……かつ有形固定資産の減価償却方法の定率法より定額法への変更……を除き。

当期より有形固定資産の償却方法を定率法より定額法に変更した。これに当社の設備は短期間に急速に陳腐化するものでないので、数期間にわたって均等に償却する方法が企業の実質に適合しているため定額法に変更した。尚、税法上は償却変更の届出が遅延したため、当期は定率法になっているので定率法に基く普通償却額を記載した。

当期における減価償却資産の普通償却額(定率法)

八七二、四一九千円

実施額(定額法)

四六四、四七五千円

T 工業

税法の改正に伴い、減価償却費の耐用年数及び残存価額を短縮し、同時に機械装置のうち一部の主要機械装置について減価償却の方法を従来の定率法より定額法に変更した。以上何れも正当な理由によるものと認めた。尚上記による減価償却の減少額は約三一、五〇〇千円である。

償却方法について、一部主要機械装置については定率法を定額法に変更しました。

N 輸送機

有形固定資産の減価償却方法は前期まで定率法であったが、当期から車輛運搬具と工具以外のものについて定額法に改めた。

正当な理由に基づく会計処理の変更。

有形固定資産のうち車輛運搬具及び工具以外のものの償却方法を当期定率法から定額法に変更した。これによる当期の減価償却費の減少額(製造費用を含む)は二一、四七二千円である。

M 運輸

かつ、私が正当と認めた建物の一部に関する減価償却法を定率法

当期より税法の変更による計算事務の複雑化を解消するため建物

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

(四三六) 三八

から定額法へ変更した事項を除いて。

の償却方法を倉庫を除いて（倉庫は当初より定額法）定率法より定額法に変更した。

T 汽 船

有形固定資産中の船舶について、従来の所謂「定率法」から「定額法」に変更した、この変更は正当の理由ありと認められるか、この変更によって従来どおりの取り扱いの場合に比し、当事業年度における減価償却費の負担は約四四、九三三千円軽減されていると認められ、従って当期純利益も同額だけ増加している筋合である。

固定資産中、船舶の減価償却については商法改正に関連し費用配分の適正化という見地より、五月所定の手続をへて一月に遡り償却方法を「定率法」から「定額法」に変更しました。

(II) 一九六五年一月～三月決算会社

変 更

事 由

公認会計士の監査意見

会社側の意見

F 水 産

有形固定資産のうち、船舶の減価償却の方法は、本年度から従来の定率法を定額法に改められた。この変更は主として関係諸法令の改正に対応して将来の償却方針(2)の一環として行われたものであって、一応妥当な措置と認められた。

船舶の減価償却方法を定率法から定額法に変更した。それによる減価償却費の減少額は四四六、六六〇千円である。

H 水 産

船舶の減価償却方法は従来から定率法によっていたが、当事業年度より定額法に変更した。この変更は「損益及び剰余金結合計算

当期より船舶の償却方法を定率法より定額法に変更した。これはここ数年の設備投資のうち、船舶に対する投資が最も多く、それ

書」脚註に記載されている理由によって行われたもので、会社の現状にかんがみ、やむをえないものと認めた。

N 編 物

有形固定資産（車輛運搬具を除く）の減価償却費の方法を定率法から定額法に変更したが、この変更を当期より特に必要と認める特別の理由がないので、妥当な変更とは認め難い。

T 産 業

この理由については損益計算書に記載されているが、この有価証券報告書の第2 事業と設備の状況（B）設備の新設拡充もしくは改修またはそれらの計画およびこれによって増加する償却資産の内容によりこの基準の変更は正当な理由によるものと認めた。

S 化 学

税法固定資産の耐用年数省令別表(2)の機械装置の番号第一〇二号に属する機械装置の一部につき、前年度において償却方法を従来定率法より定額法に変更したが、当事業年度においてその残余の機械装置につき償却方法を従来定率法より定額法に変更した。妥当と認める。

に伴い新規事業も増加し、従来の定率法では投資後数年の償却額が過大になり、費用収益対応の配分が不合理になるので、商法改正を機会に、これを定額法に改めた。この結果、減価償却費は一七四、〇〇〇千円減少純利益九四、〇〇〇千円減少する。

当期から車輛運搬具を除いた有形固定資産について、償却方法を定率法より定額法に改めた。

当社は、最近麻合纜索新工場の建設をはじめ合理化および近代化による体質改善を目的として機械等を主に一連の設備投資を実施中で、今後も相当な投資を予定している。また減価償却費資産についてはここ数年來、法定耐用年数が大巾に短縮された結果、投下資本の早期回収が可能となったのでこれらを総合して当期から償却方法を変更したものである。

有形固定資産、機械装置のうち酸化チタン製造設備は主として昭和三八年以降に新設せるものであり、又、今次税法の改正により耐用年数が従来の一〇年より九年に短縮され、償却額は定率法にて計算負担せしめることは採算上困難であり、さらに販売政策上コストダウンの一助として前事業年度より償却方法を従来定率法より定額法に変更した、しかる処酸化チタン製造設備とヘリ

Nステンレス

前事業年度まで建物及び機械の減価償却費計算方法につき定率法を採用していたが、当事業年度からは之を定額法に変更した。このために、定率法で計算した額に比し、減価償却費は約一二八百万円減少し、又当期純利益も約百万円多く表示されている。

Nコロロピヤ

有形固定資産の減価償却は従来定率法を採用していたが、当期からすべてを定額法に変更した。これによつて、固定資産の減価償却費は一二、九三四千円軽減することになった。この変更は正当な理由に基づくものとは認められない。

Kリースクラブ

この変更は当社がかねてより建設を進めてきた遊園地「読売ランド」の諸施設が当期中にほぼ完成したが、これら園内諸施設は遊園地の声価が一般に浸透し、入園者が逐次増加するにつれて遊園地施設としての総合的機能を發揮するものであるため、償却開始と同時に償却費の著増する定率法よりも定額法によることの方が業態に適応すると考えられたためである。よつて、この変更は当社の現状に鑑み妥当なものと認められた。

ウム製造設備は「固定資産の耐用年数省令」別表二により同種類として規定されているので、やむなく当事業年度よりバリウム製造設備についても上記と同様の措置をとつた。

建物及び機械装置については、年々多額の設備投資を行つてきたが、之が一応完成したので、長期計画遂行上、この減価償却を均等に行うことが適当であると思うので定率法を定額法に変更した。

本社ビル建設及工場営業所建物の増改築等、設備投資の急増による費用負担の長期的均等を図るため、当期から減価償却の計算方法を定率法から定額法に変更しました。

固定資産の償却方法を当期より定率法から定額法に変更した。

形固定資産に対してなのかを示す。また定率償却法をとるのは大体無形資産でなく、有形固定資産であるから、有形固定資産が、資産総額中にどれ程の重要性を有するかをみるため、総資産に対する有形固定資産の割合を示した。影響額は、変更年度について、従来の定率法によつた場合と変更後の定額法による場合との償却額の差額を示したものであつて、単一資産の場合は常にその差は正であるが、多くの資産を有するときは、その年令分布状態により、一概にはいえない。しかし、調査対象会社についてはすべて、その差異は正であつた。すなわち、各変更会社とも、定額法への変更により償却絶対額は減少している。このことは利益操作の意図の有無にかかわらず、結果的には当期の期間費用としての償却負担がそれだけ少く表示されるから、変更年度に異常に在庫が増加した場合を除いては、期間利益がそれだけ過六に表示されることになる。この影響額は絶対額で表示されているが、当期の利益との比較上、その大きさをみるため税引前の当期純利益を挙げておく。なお、期間利益の変動の状況と企業の一般的収益動向の指標として、純利益を前期と当期と両者並列しておく。

以上が定率法から定額法への変更の数量的影響であるが、この変更に対して、会社側がどう変更の理由と、公認会計士が監査報告書において限定事項または指摘事項として述べている理由を要約する。

監査意見の総合意見は適正意見が四社、おおむね適正意見が一四社、ほぼ適正が一社、意見差控が一社、この変更のために総合意見を不適正としているのは一社もなかった。

しかし、個別意見としては、継続性原則の変更として二号限定を付してはいるが、その限定意見でこの変更を積極的に「正当な理由」ありと認めている意見、「正当な理由」を見出し難いと否定している見解を両端として、その変更の事実のみを指摘した意見、まったく何の指摘もないもの等々がある。そこで問題はこの「正当な理由」として挙

げている具体的ケースが果して正当と考えられる根拠を有するか否か、すなわち、「正当性」の妥当性を吟味しなければならぬ。その前に、過去における一例として話題となった実例をあげてみよう。

(二) 過去の事例

ここで今、過去の事件として一つの興味ある実例をとりあげよう。それは丁度、いわゆる神武景気が終る昭和三三年三月期決算期において、Nレーヨン会社が行った例である。当時、関係者の間では不況対策のための会計処理としてかなり関心をひいたものであった。しかし、あの当時はこのような会計処理はたんにこの会社のみならず多くの会社が多かれ少なかれ行っていたものであって、当社のもその主要な一例にすぎない。例えば、T紡績会社が正規の監査実施以前であったとはいえ、棚卸資産の評価方法を総平均法から後入先出法に変更した後、わずか三期間（二年半）で、ふたたび総平均法へ変更したような例などがある。⁽¹⁾

さて、このNレーヨンの場合はわれわれが問題としている償却方法の変更ということで、とくに注意して見ることにしよう。

昭和三二年三月期に、当社は減価償却方法を定率法から定額法へと変更したのであるが、当時の当社の減価償却費および収益状況は大体次のとおりであったといわれている。

	昭和三二年九月份	昭和三三年三月份
減価償却費	四九三、一七八千円	二一九、一〇八千円
当期純利益	三三三、八八二千円	二五〇、三〇二千円

今もし、当社が従来通り、定率法により償却していたならば約四億七千九百万円が当期の減価償却費となってお

り、昭和三三年三月期の純利益二億五千万円は減少するのみならず赤字決算となる結果を示している。

この事実から、「当社における減価償却方法の変更はあきらかに（不況対策として）、計上利益の捻出のためになされたものとみてなんら誤りないはずである」と判定されている。⁽²⁾

実際このような解釈は、当時一般に専門家の間では遺憾としつつも認めていたのであるが、会社側はこの変更の理由を次のように述べている。⁽³⁾

「法人税法においては、ナイロン製造設備の減価償却耐用年数は七年と定められており、これは人絹及びレイヨン・スフの耐用年数の約半分という短いものであるが、これらに比し、物理的陳腐化が特に著しいものとは考えられない。したがって、当社が従来採用していた定率法によるときは二年間で約二分の一の償却をすることになり、これは費用収益対応の原則よりみても、定額法によるのが適切と考え、当期より減価償却の方法を定額法に切替えたものである。」

この「正当な理由」としての当社の説明の主旨は一見して明らかであるように、当社のナイロン設備の税法上の耐用年数が実際よりも不当に短く定められているため、定率法によって償却すれば初期の償却額が過大となって、費用収益対応上不均衡になるので、より妥当な定額法へ切り替えるというのである。この法定耐用年数が必ずしもすべての会社にとって適切なものではないということは周知の通りである。また、それが不適切であるとすれば、それは過去（このナイロン設備が導入された当初）からすでに不適切であったはずであり、税法の耐用年数の短縮もないのに、今期からとくにそれが不適切になったというのは必ずしも読者を十分納得させるものではない。また、税法上の耐用年数が特に短いという理由だけならば、当社に合致すべく耐用年数を延長するか、税法認容償却限度額に対して一定

の割合で償却すればよいのであって、それがただちに償却方法を変更する手段に結びつけるのは、耐用年数の問題を償却方法のそれとすり替えていると考えられ、認めがたいのである。したがって、「いまここにいような会社側が理由としていることはいわば表面的なものにすぎないものとみるほかなく、事実またこのようにみることを至当としなければならぬ」とまでいわれているのである。⁽⁴⁾

次に、当社の監査を担当した公認会計士の監査報告書によると、総合意見としては適正意見を表明しているが、別記として減価償却方法の変更を指摘し、その理由を次のように述べている。

「会社は当該事業年度において有形固定資産の減価償却方法を従来の定率法から定額法に変更した。変更の趣旨は、会社の製品、製造計画（製品の重点が化繊より合繊に移行）及び、これに伴う設備状況その他の資料に徴して私はこれを妥当と考えるが、もし、この会計手続の変更が行なわれなかったとすれば、当期の純利益は損益計算書に示された金額より約二億円減少することとなる。」

これによれば会社の製品製造計画およびそれに伴う設備状況の変更等の資料からこの変更を妥当としている。しかし、一読してわかるように、この監査報告書と会社側の説明ではかなり内容が異なっているといえる。監査報告書の方は会計専門家の立場から、前述の監査証明省令取扱いの「正当な理由」に該当すべく、変更の理由を述べているのであるが、このような変更の理由の相違はわれわれ一般読者をして、大いに迷わしめる結果となっていることは否めない。

変更した事実から生ずる会計処理の判断とそれに対する考え方において、会社側と公認会計士とが意見を異にするのは一体どうしたものであろうか。疑問を感じずにはいられない。

以上、過去における償却方法変更の一例をとりあげたのであるが、これと、これからわれわれが分析する調査対象会社との場合には次の異同がある。すなわち、いずれも景気が好況期から転換して不況になってからであり企業収益が低下しているという一般的経済状況の下にあった点は類似する。他方、異なる点としては、過去の場合は、たんに個別的企業のいわば特殊事情ともいえるが、今回のそれとは、経済的停滞による企業収益の低下傾向に追い討ちをかけた税法の耐用年数短縮により、一般に償却負担が急激に増加した点である。

法定監査が次第に世間の注目をあび、継続性の変更に対する株主投資家の関心が出てきたため、会社側としては、限定事項を出来るだけ少なくするため、従来、耐用年数を税法基準によつてきた会社は、税法の耐用年数の短縮とともに、その償却負担は急激に増加したのである。この急激な償却負担の増加は、数年来高度経済成長を支えた設備投資資金に対する借入金利子とともに、一般的企業収益の低下をますます顕著にした。後に詳しく見るように、このような背景の故に償却方法の変更が集中した所に今回の特色に見出されるのである。

(三) 償却方法変更の理由の吟味

(イ) 「会社側の変更の理由」

今回の調査でとくに目立った変更の理由として指摘されているものには次の二つがある。一つは、数年間の設備投資による償却資産の急増のため償却負担絶対額が増加したこと。他は、税法の耐用年数の短縮が行われたため前年度に比して相対的に償却額が増加したことである。

前者の例としては、「近年船舶に対する設備投資が多く、従来の定率法では投資後数年における償却額が過大であり」(K補鯨)

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

(四四四) 四六

「新設備が著しく増大するので」(T製鋼)

「当社は技術革新に対抗し、年々多額の設備投資を行っている」(S特殊鋼)

「ここ数年の設備投資のうち、船舶に対する投資が最も多く、それに伴い新規事業も増加し」(H水産)

「最近、麻合織索新工場の建設をはじめ、合理化および近代化による体質改善を目的として機械等を主に一連の設備投資を実施中で」(T産業)

「建物および機械装置については、年々多額の設備投資を行ってきた」(Nステンレス)

「本社ビル建設および工場、営業所、建物の増改築等設備投資の急増による」(Nコロンビア)等々がある。

後者の例としては、「法定耐用年数の短縮が行われたこと」(M石油)

「税法の変更による計算事務の複雑化を解消するため」(M運輸)

「減価償却資産について、ここ数年来法定耐用年数が大巾に短縮された結果」(T産業)

「今次税法の改正により耐用年数が従来の一〇年より九年に短縮され」(S化学)等々がある。

これら二つの変更の理由は、今回の償却方法の変更に通じた傾向を明白に示している。すなわち、後にみるように、一般的景気動向が転換期に入り、企業収益が低下した所に、高度成長した設備投資の償却負担と、それに加重した税法上の耐用年数の短縮による償却額の増加は、停滞しつづける市場環境という外部要因に対して、企業の内部から収益を圧迫し低下させる結果を招いたのである。

このことは対象会社延べ二〇社中、四社は定率法から定額法へ変更して償却額の減少を試みたにもかかわらず、すでに当期純利益は赤字となっており、また、定額法に変更したことにより生じた差額を全額期間費用とすれば、公表

している当期純利益が当期純損失になる会社が八社ある点からみても、二〇社中その大半が変更しなければ欠損会社またはそれに近い収益状況であることからおのずから明らかになるであろう。

会社側は以上の理由の他、

「収益に対応する費用の配分が合理的でない」(R捕鯨)、「費用収益対応の配分が不合理になるので」(百水産) という理由を挙げている。これは、費用収益対応の原則から減価償却が過大であるため、より適切な(低収益に見合うより少ない償却額となる)定額法に切り替えるというのである。しかし、今日の会計学では減価償却は費用配分の原則に基いて、有形固定資産の取得原価をその耐用年数中に各事業年度に配分することを意味している。⁽⁵⁾ 期間費用としての減価償却は期間収益とは関係なく配分されるべきである。もし、減価償却が収益費用対応の原則から期間配分されるとき、収益のない期間にはまったく減価償却費を計上せず、収益があったときは一度に償却するという利益調整手段となろう。このような減価償却費では正しい期間損益の算定は期待できない。

不幸なことに、わが国では従来減価償却がこの利益調整のクッションとして利用された例が多く、最近まで経営者の一部では利益がなければ償却しなくても良いという考えが残っていた。

昭和三八年に商法改正が行われ、「相当の償却」が強制されるまで⁽⁶⁾、わが国の海運業界では、当期純利益がつねに0とした営業報告書が多かった。上場会社である大企業の決算で当期純利益が0となることは神技に近い場合であった、この処理は出てきた利益分だけを償却費に回していた結果に他ならなかった。⁽⁷⁾ このような会計処理が費用収益対応の原則の適用の結果、収益基準による減価償却費の計上である。

減価償却は耐用年数が見積り計算であるため、個々の場合に応じて、絶対的正確性を保持することは困難である。

そこで、一定の基準を継続して適用すればそこにはじめて、正しい期間利益が得られ相対的真実性が実現するのだといわれている。この意味から、期間費用としての減価償却はあくまで費用配分の原則により每期一定の基準を継続して適用する必要があるものであって、収益との対応関係により増減せしめることは、利益操作以外の何ものでもない。このような理由が正当な理由に該当するか否か最早や明白であろう。

「償却額を定率法にて計算負担せしめることは採算上困難であり、さらに販売政策上コストダウンの一助として」(S化学一九六五年三月度)という理由も減価償却を利益調整手段として解してはいないであろうか。償却方法を定率法か、定額法によるかは、なる程、税法でも企業の自由選択にまかせている。いずれの方法を選択するかは、当然その資産の性格、機能、使用目的、使用期間、予定操業度、経営計画等を充分慎重に考慮されて決定されなければならない。またそうされている。そして一度いずれかの方法が採用されたからは、それを每期継続してこそはじめて正しい期間損益が得られるのである。

しかるに、それを「採算上」とか「コスト・ダウンの一助として」変更しようと考えている所に減価償却に対する経営者の思考が明白に表面化している。このような思考が近代会計学の期間配分的減価償却概念とはおおよそ乖離していることは今さらいうまでもないであろう。このような理由は、収益が上昇した暁には、ふたたび「採算上」(今度是对税政策上から)という理由で定率法へ復帰することになろう。これはまさに決算調整を、今日、金額的に影響度が非常に強い減価償却により公然と行っていることになりはしないであろうか。

「新設装置が当初操業度が低いこと」(M石油)

「これらの設備が業績に寄与するまでには相当の市場開拓のための期間と経済単位に達するまでの追加投資を必要

とする。この間に、定率法による高額の減価償却を負担させることは困難であり「S特殊製鋼」という理由もある。

今日のように高度な技術と複雑な構造をもつ機械設備にあっては、購入後、実際に生産活動が行われ完成品が生産されるまでのいわゆる「成熟期間」(Maturity Period)は相当長期化している。例えば、発注してから半年後に入荷し、検収の上、据付け作業に数カ月を要し、試運転による試作品が作られ、果して契約書の指図書通りの機能があるかを判定される。さらにこれを予定通り経済的採算のとれる操業度にもってこるにはなお月日を要する。このような場合、どの時点から減価償却を開始すべきかは会計上大きな問題であろう。償却開始時点を購入時(自己の所有権確立時)とするか、据付時とするか、試運転完了時とするか、あるいは、一定の操業度に達してからにするかは、短期的には償却絶対額が大きいだけに期間損益に与える影響も大きいといえる。しかし、これも長期間にわたる資産原価の費用化による投下資本の回収という減価償却本来の長期間継続発生の性格から考えれば、通常の場合、取得後一期か二期早く償却負担が生ずるか否かというにすぎない。

しかるに、収益との対応、すなわち費用収益対応の関係から眺めると、未だ完全に操業しておらず、したがって製品も売れて企業収益に貢献するに至っていないのに、費用のみが発生することはいかにもアンバランスといわざるを得ない。上述の理由もやはりこの収益との対応関係から生じてくるものといえよう。

なぜなら、このような新設装置は、当初操業度が低いのは当然であり、このようなことは当社だけの問題ではない。量的な差異はあるとはいえ、このような条件は定額法償却を採用した場合でも同じである。経営者が償却方法を撰択する際、投資後数期間の収益への貢献度のみをもって決定するのではない。取得後数期間、業績への貢献が十分でなく、一定の「経済単位に達するまでの追加投資を必要とする」ことも当然設備計画に組まれているはずである。

でなければ、かかる設備投資はまったく杜撰といわざるをえず、そのための変更とすれば、無計画な設備投資の失敗を償却方法の変更によってカバーせんとしていると見ざるを得ない。(現に、このS特殊製鋼は七二億円のぼる架空利益を計上し、戦後最大といわれた倒産事件で、この変更事業年度から半年後に世間の注目をあびている。)

当初操業度が低い間や業績に寄与するまでの相当期間、定額法で償却するという論理は、一定の操業度(又は一定の収益)が達成されればまた定率法へ変更せざるを得なくならしめる。

要するに、投資後の一時的な無収益又は低収益期間だけ定額法へ変更するという考えは、根本的に収益費用対応の原則によっており、このような思考が期間費用としての減価償却概念と矛盾することは前述の通りである。償却方法の決定に際しては、かかる一時的現象に左右されることなく、長期間に及ぶ期間費用配分という本質に立脚した上で決定しなければならない。短期的な期間損益の平準化のみを目指すならこのような期間は定率法よりも定額法が良いかも知れない。(ただし、これは、資産分布において比較的若い年令の未償却残高が全体の金額のうち相当のウェイトをもつ場合に言えることである。新投資の絶対額が小さく、既有設備の年令が耐用年数の過半をすぎている場合はこの結果にはならない。)さらに良くするには、新機械による製品の売上収益の計上割合に應じて減価償却を計上することが望ましいかも知れない。この考え方からすれば、この一時的期間が過ぎれば、かならずや定率法への復帰はふたたび要求され、当然の結果として継続性は無視され、減価償却本来の機能も恣意的な会計処理の結果、歪曲されてしまうであろう。

「長期計画遂行上、この減価償却を均等に行うことが適当であると思うので」(Nステンス)、「費用負担の長期的均等を図るため」(Nコロンビア)という理由で定額法へ変更している例もある。

なるほど、償却資産が唯一しかない企業にあっては、減価償却額は定率法に比して定額法は毎期均等になるである

う。しかし、今日の企業には多種多様な償却資産を有するのが現実であり、その取得年度の相違や、個々の耐用年数の差異により、資産の分布状態は必ずしも均等化していない。今日の期間費用としての減価償却費は個々の資産の減価償却でなく、人為的仮定的計算による個々の資産の償却費が期間的に集計されなくてはならない。償却資産の年令分布が不規則であったり、今後も償却資産の増減変化があるとすれば、たとえ個々の資産の償却額は毎期均等していても、企業全体としての期間費用たる減価償却が均等化する保証はない。長期的に企業の減価償却を均等化することは、毎期一定額の設備投資と、かかる償却資産の耐用年数の構成が同質であることを要する。

このような仮定が現実においてありうると考えられるかといえはおそらく、その答は否であろう。

以上、会社側の理由をまとめ、吟味したが償却方法の変更に対する正当な理由というものがあるのか否かに疑問を感じる。償却方法は償却資産そのものの性能や品質、経済的陳腐化や当資産取得の際の設備計画、予定操業時間、製品の競争市場における立場の予測その他等により、慎重に決定されるべきである。あえて変更しなければならぬとする理由の多くには、その背景に費用収益対応の思考が、明示的あるいは暗黙裡にうかがえるのである。期間費用としての減価償却が費用収益対応の原則によるものとすれば、決算操作が可能となり正しい会計処理が出来ないのは既述の通りである。また、設備投資の急増ということで、直ちに償却方法の変更の理由に結びつけるには、論理の飛躍があるように思われる。設備投資は企業収益を増大させるために行われるのであって、一時的にラッグによる期間利益の低下はやがては新製品の売上により収益増加により償われるのである。最初から不利であることが明白な投資計画は実施されないであろう。

したがって、設備投資計算において当然償却費も借入金利子と同様に、固定費として投資計画中に含められてい

る。それが、今さら設備投資の急増という理由を挙げなければならないのは、いうまでもなく予想されていた収益があげられなかったため、当然償却されるべきはずの償却費の負担を出来るだけ軽減せんとする意図が働いたと考えるのが至当であろう。すなわち、これも、その背後には収益との対応関係が存在しているのである。

税法の耐用年数が短縮したために償却方法を変更したという理由は償却方法の変更の理由としては承服しがたい。今日、わが国企業における償却計算にあつて、その殆んどが耐用年数表によつてゐることは周知の事実である。この法定耐用年数が短縮されたため、償却方法を変更して償却負担を實質的に軽減することはいささか見当違いといわざるを得ない。耐用年数は耐用年数であり、償却方法は償却方法である。耐用年数は資産の物理的寿命の他、経済的陳腐化を加味して決定されるのであつて、今回の耐用年数の短縮が短かすぎれば、税法耐用年数を一〇〇とした一定割合をもつて、会社計算における耐用年数にすればよいのである。いうまでもなく、税法の立場からは、法定耐用年数は税法の認める一般的許容最高限度額であつて、例外的な承認によるほかは、これ以上短かくすることは認められないが、これよりも長い場合は差し支えないのである。にもかかわらず、このような処理が行われたうらには相当の理由があるはずである。今、考えられる理由の一つとして従来税法基準による償却範囲額を「相当の償却」として自認してきた企業が、昨今、公認会計士の監査報告書に対する社会的関心の高まりや大蔵省の指導監督が嚴重になつたため、できるだけ限定意見を少く、また総合意見で適正なることを望む傾向にある点である。

「相当の償却」として会社が認めた税法基準を継続適用してきたにもかかわらず、耐用年数の短縮を理由に限度額まで償却しないとすれば、その短縮が不当に短かすぎるといふ挙証を行わないかぎり、一般に公正妥当と認められる会計処理に違反することになるであろう。したがつて、一号限定に該当するのであるが、企業としてはこの限定事項

により総合意見が不適正にでもなれば、株主、金融機関等の利害関係者や大蔵省等の監督官庁に対する説明や今後の経営条件において、不利な立場に立たされるため、できるだけこれを避けようとするのは当然であろう。

このように、償却方法の変更の理由について、会社のいう正当な理由を吟味すると同時に、これをその背後から理解すると、あらためて、償却方法の変更についての「正当な理由」がいかに難しいことであるかが再認識せられるのである。

四 監査報告書の検討

対象会社二〇社の総合意見は前述の通り、「意見差し控え」一社を除いては、「適正」、または「おおむね適正」であった。しかも、この変更に関する事項については、いずれもが会計処理及び手続の継続性の違反であるとして二号限定を付している。しかし、この限定事項に対する公認会計士の評価は種々あって必ずしも確定してはいない。今これを分類すると大体次のようになる。

「妥当な変更」と認めているもの	六社
「正当な理由に基づく変更」と認めているもの	四社
「現況に鑑み止むを得ざる変更」と認めているもの	二社
「相当の理由ある」と認めているもの	一社
「正当な理由による」とは認めがたいもの	三社
その他事実の変更の指摘のみのもの	四社
計	二〇社

変更の理由については財務諸表第五条二により、本来会社が作成する財務諸表において述べられるべきであって、

監査基準および報告基準においては監査報告書上その変更の理由を記載するように要求されていない。他方、財務諸表の監査証明に関する省令第四条監査報告書の記載事項三の二において、次のように明記されている。「財務諸表の項目が、当該財務諸表に係る事業年度の直前の事業年度と同一の基準により処理されているかどうか、被監査会社が基準を変更した場合において、当該変更が当該財務諸表に著しい影響を与えていると公認会計士が認めた場合（当該変更が正当な理由に基づいて行われていると認められた場合を除く）には、その旨、その理由及び当該変更が当該財務諸表に与えている影響」（傍点は筆者）。

この括弧内を含めて解釈すると、正当な理由に基いて行われた変更であると認められない場合にのみ、監査報告書中に、その変更の理由を記載することが要求されているのである。したがって、正当な理由による変更の場合にはその変更の理由を監査報告書に記載する必要はないはずである。しかし、現実では、「正当」または「妥当」な変更と認めながら変更の理由を述べたり、「正当な理由」による変更と認めていないにもかかわらず、変更の理由や正当と判断しがたい理由についてまったく書いていない例がある。このような統一のない監査報告書が実際公開されていることは、あるいは特別の通達が出たのかと従来規約の妥当性に疑問を生ぜしめる。また書かなくてもよい変更の理由に会社とまったく同じ見解で明らかにも重複していると思われる場合がある。監査報告書は会社の会計処理に対する第三者としての職業的専門家の意見であるから、会社の理由を補足して弁護したり、重複したりする必要は監査意見の独立性の観点から考え、少しもないはずである。むしろ、監査人として会社が挙げた理由以外に独立した第三者としての意見が聞けるなら、有価証券報告書の読者としては、その方が有意義である。会社側の変更の理由を複称する位なら、むしろ財務諸表に脚注した会社側の注記を参照するようにした方が監査報告書としては簡単になると思う。

さらに、「正当と認めがたい」といいながら、その変更の理由や、正当でないかと判断したことを全然明らかにせず、ただ影響額のみを指摘されたのでは、一般読者としては不安である。しかも、総合意見ではおおむね適正となっているから、変更による差異の絶対額が大きいだけに益々不可解とならざるを得ない。

やはり、正当と認めない場合には、その変更の理由のみならず、第三者としての監査人がなぜ正当と認めないかという理由を明白にすべきであると思う。この点、「この変更を当期より特に必要と認める特別の理由がない」(N編物監査報告)という監査意見は簡単ながら監査人の判断を明白に示している例といえよう。

「かねてより建設を進めてきた『読売ランド』の諸施設が当期中にはほぼ完成したが、これら園内諸施設は当遊園地の声価が一般に浸透し、入園者が逐次増加するにつれて、遊園地施設としての総合的機能を發揮するものであるため、償却開始と同時に償却費の著増する定率法よりも定額法によることの方が業態に適應すると考えられたため」(Rレース・クラブ)という詳しく理由を述べた例がある。会社側の変更の理由がない所から、この監査意見がそれを代弁していると思われるが、立場が逆である。その理由とする内容も先の「成熟期間」の応用といえよう。すなわち、この近代的遊園地諸施設の声価が一般に浸透し、入園者が逐次増加するということは、とりもなおさず収益が増加するということであるから、やはり収益対応の見解が底流に潜んでいそうである。また、この近代設備の導入により従来の遊園地概念からほど遠い業態そのものが変化する場合は、①企業の業態や取引の内容そのものの変更であって、②単なる会計処理の継続性以前の問題である。

以上の他、監査報告書に述べられた変更の理由は別表の通りである。要するに、監査報告書の限定意見を検討した結果からも、やはり償却方法の変更に対する「正当な理由」の妥当性についての疑問を十分解答するような意見は見

つけ出すことができなかった。

- (1) 岡部利良「継続性原則の非継続性」、税経通信一九六〇年三月第一五巻第三号二六頁。
- (2) 岡部、前掲論文二九頁。
- (3) Nレーヨン社、有価証券報告書 昭和三十三年三月期決算。
- (4) 岡部、前掲論文二八頁。
- (5) 減価償却に関するこの基本的立場は次の企業会計原則の条文からも明白である。
「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によつて、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産はその取得原価を当該固定資産の耐用期間にわたり一定の減価償却方法によつて各事業年度に配分しなければならない」。(企業会計原則、第三貸借対照表原則五の二)

(6) 昭和三八年の商法改正により、減価償却は商法上次のように強制された。

「固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要ス」(商法第二百八十五条ノ三)

(7) この海運業界の決算については、拙稿「改正商法と減価償却」(一)(経済学論叢第十五巻一号)に詳しく説明している。

(8) 財務諸表規則第五条の二は次のように定めている。「当該会社が採用する会計処理の原則及び手続について、変更が行なわれた場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を当該財務諸表に注記しなければならない。」

三 最近の償却方法変更の経済的意義

(一) 一般経済的背景

減価償却方法を変更した会社を対象としてその有価証券報告書を調査分析して、変更の理由を吟味したのであるが、このようなミクロ的分析だけで、その事実の真意を正しく把握するには充分でない場合がある。今日のように企業が社会的存在として不可欠の生産主体となっている現状では、その背景に存在する国民経済的なマクロ段階の諸経

第五表 企業収益力の指標

(単位%)

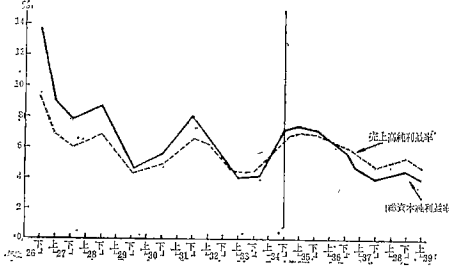
昭和	35	36	37	38	39
売上高粗利益率	15.8	15.1	14.4	13.9	14.1
売上高純利益率	3.6	3.8	3.7	3.3	3.3
総資本粗収益率	15.1	13.8	12.1	11.1	11.5
総資本収益率	3.4	3.5	3.1	2.7	2.7

〔出所〕三菱経済研究所本邦企業業績分析 各年度

1 粗利益=減価償却+営業利益(税込)

2 純利益は税引後の金額

第一図 製造業売上高純利益率・総資本収益率



〔資料〕日銀主要企業経営分析 各年度版

濟動向や趨勢を知らなければ、個別企業の経営活動の理解が充分でないのみならず、正しく理解しがたいことにもなる。われわれもこのような観点から、今回の償却方法の変更を、企業を取り巻く一般経済的背景から分析することにしよう。

(イ) 企業収益力の低下

第五表は民間調査機関である三菱経済研究所の資料であり、第一図は政府大蔵省の資料であるが、ともに昭和三六年以降は昭和三八年に一時的小康状態を得た以外は企業収益は趨勢的に低下しつづけている。この傾向は

現在までの資料では四一年三月期まで続いている。期間が戦後の景気循環では見られない位、長い間であり、また立直りを示したといわれた昭和三八年ですら、昭和三五年頃の収益率にはおよそ及ばない程度でしかなかった。第一図で示されるように、丁度昭和三六年上期を境として売上高純利益率と総資本純利益率は上下逆転した形をなしている。周知のように、売上高純利益率は当期純利益を売上高で割ったものであって、通常の営業活動としての売上に対してどれほどの純利益が企業にもたらされるかを示した

ものである。総資本純益率は資産合計でもって純利益を割ったもので、投下資本の効率を示すもので、一般に企業の資本活動に伴う収益力を集約的に示す指標であると考えられている。その総資本純益率の低下が、売上高純益率の低下よりも著しく逆転したことは、投下資本の収益力（すなわち、限界資本効率）が著しく低下しつづけたことを示す。具体的には、昭和三四年から三五、六年を頂点とした高度成長に伴う設備投資により投下総資本の額が激増したにもかかわらず、純利益がそれに即応しなかったためである。もちろん、設備投資が本当に有効であるならば早晩両線の関係はふたたび逆転するはずのものであるが、この図の示すかぎりでは、逆転したまま両線は平行関係を持続しているように見受けられる。このことは設備投資が十分な有効需要により消化され、収益として実現していないことを意味する。その原因は、重複投資による過剰生産の結果、市場価格の低下を招いたり、投資計画の失敗により、期待された利益があげられなかったためという理由等考えられる。このように過当競争による市価の低落により企業収益が低下する一方、設備投資の購入資金として借入れた借入金利子は、収益が予期通り上るか否かにかかわらず、固定的費用となって利益を益々低下させてきた。このような一般的企業収益の低下過程において、一層その傾向を促進させたものに税法の耐用年数の短縮があった。次にみるように、この耐用年数の短縮は収益低下傾向に追い討ちをかけ、その影響力はまさに「とどめの一討」に充分匹敵した。

(四) 税法の耐用年数の短縮

わが国企業の減価償却計算において殆んど償却年数として税法の耐用年数を使用していることは周知の通りである。これはわが国の税法がいわゆる確定決算にもとづく申告調整制度をとっており、企業が確定決算において計上しない準備金、引当金の損金算入を認めていない所に基因する。実務的にも確定申告書でもっとも枚数が多く手数がか

かるのが償却額の計算（別表一六）である。

確定決算で償却した額が税法限度以上であれば自己否認しなければならぬし、限度以下であれば、（青色申告書を提出している場合の事業年度に限り）三年間にわたり繰延べ償却することが認められている。^{（一）}この処理が複雑であるためか企業はいわゆる税法基準をとっているのが通常である。したがって、税法の耐用年数が短縮されれば、当然企業の償却計算における耐用年数も短縮されることになる。戦後、わが国税法は昭和二六年に耐用年数が正式に公開されて以来、昭和三六年の改訂に至るまで丁度一〇年間耐用年数を定めた省令は改正されなかった。昭和三六年になってはじめて機械装置を中心に平均約二・二倍短縮されたのである。^{（二）}それまでは一〇年前に定められた耐用年数表によっていた。その間、わが国経済は戦後復興の過程を経て未曾有の高度経済成長を遂げてきたのである。陳腐化した耐用年数は過少減価償却による過大利益の計上をもたらし、高率配当を可能にし、ひいては証券ブームを惹起した。いわば高度経済成長を実現させた一つの重要な要素は企業利益を過大に計上する結果となり、またこれを黙認した陳腐化した耐用年数の適用そのこと自体にあったといえよう。年々増大する設備投資は成長を無視した固定的耐用年数による過少償却の結果、減価償却不足を招き、減価償却引当金による内部資金源を相対的に減少せしめた反面、過大な公表利益は高率配当や税の強制的徴収（自然増収）により、社外に流出したため絶対的な Cash-Flow の不足を慢性化した。そしてこの資金源を銀行借入や企業間信用の膨脹に求めて自己資本比率を低下させる結果、不況に対する企業の安定性を著しく阻害したのである。

やと一〇年目に短縮された耐用年数が適用される昭和三六年後期（昭和三六年四月一日以降に終了する最初の事業年度から施行されるから、三・九決算会社は三六年九月期から適用される）からは、設備投資の過熱により国際収支の悪化から金

融引締めが浸透しはじめ企業としては、昭和三四―三五年のブーム期の高収益を最早や維持することは困難となっていたのは前に見た通りである。耐用年数の短縮は減少してきた企業収益を一層減少させたのはいうまでもない。このような第一回耐用年数の改訂が実務上確立されるかいなかと思われる僅か二年余後に、今度は「開放経済への移行に備えて、企業の内部留保の充実と設備更新に資するため、最近における技術革新の状況等をもかえりみ、機械設備を中心に固定資産の耐用年数を平均一五〇程度短縮することにする。」⁽³⁾との税制調査会の答申に答えてか、昭和三九年度の税制改正において、機械装置の耐用年数を平均一五〇短縮している。同答申の「審議内容および経過の説明」によれば、第二回目の耐用年数の短縮は前回の短縮にもかかわらず、最近の著しい技術革新の状況や内部資金の調達、内部留保の促進を計るほか、主要諸外国における耐用年数も最近短縮する傾向があり、わが国の国際競争力強化の面からこの際耐用年数を短縮するのが適当であると述べている。⁽⁴⁾

昭和三六年の改正で、わが国耐用年数も当時においては主要諸外国のうち、一般的にもっとも耐用年数が短いと考えられていた西独とおおむね比肩しうるに至った。しかるに、近年の英米諸国における耐用年数の短縮状況をみると、

(1) アメリカでは、一九二〇年耐用年数決定のための手引きとして、いわゆるブルティンFが定められ、一九四二年に大巾な改正を受けたが、一九六二年このブルティンFは實際上廃止されている。そして新たに「歳入庁手続六二―二二」(Revenue procedure 62-22)が制定されて、機械装置の耐用年数を中心に平均三〇〇短縮された。

(2) イギリスでは、産業用建物等について償却率が法定され、機械装置については、内国歳入庁において、関係業者団体との協定に基いて、償却率が公表されていた。しかるに近年の設備使用状況に即応するため、一九六三年に業

第六表 主要諸国における業種別減価償却率の推移

	昭和34年			昭和35年			昭和36年		
	日	英	米	日	英	米	日	英	米
全産業	9.15	6.98	—	10.11	6.86	—	11.24	7.30	—
製鋼業	12.81	7.17	10.53	13.74	7.25	10.76	15.33	7.68	10.91
造船業	11.23	7.87	6.76	15.40	7.45	7.63	15.64	7.66	8.63
化学工業	14.19	6.23	11.66	13.75	6.63	11.36	15.50	7.11	11.51
機械工業	15.96	8.16	13.79	18.62	8.02	13.71	21.74	8.35	14.52
電気機械工業	12.90	8.30	12.95	12.70	8.25	13.12	14.92	7.99	13.26
自動車工業	26.76	14.31	12.80	24.42	13.30	12.50	27.74	11.01	12.33
繊維工業	15.80	5.44	—	13.51	5.47	—	14.70	5.23	—
繊維製造業	12.86	6.50	10.74	13.12	6.82	10.84	14.85	6.77	11.52
電力	7.82	2.40	9.31	7.84	2.48	8.51	9.00	2.02	8.74
電力	4.33	—	—	4.68	—	—	5.02	—	—

【出所】昭和39年税制調査会「税制改正に関する臨時答申案の内容と経過の税明」第24表より作成。

第七表 日本と西独の業種別減価償却率の比較

業種	年		1958年	
	国		西独	
	日	本	日	本
	法人数	償却率	法人数	償却率
全産業(除金融業)	10,341	11.1	1,955	18.5
農林水産業	16	13.4	13	17.9
鉱業	339	7.5	235	15.1
製造業	4,467	13.2	1,193	21.5
建設業	535	21.3	31	30.9
卸売業	2,893	13.7	129	33.6
小動産業	278	13.1	—	—
運輸通信業	1,304	8.9	142	12.1
サービス業	509	11.9	179	24.7

【出所】昭和39年税制調査会 前掲表第25表より作成。

種別に内国歳入庁が定めている償却率につき、平均四〇％程度の短縮が行われるとともに、その簡素化が図られた。

これら英米先進国の耐用年数の短縮への動向が、結局国際市場における経済競争の場で、国際競争力の点で劣らないようにするため、わが国の昭和三九年の耐用年数短縮の動機となったことは否めない事実である。すなわち、短縮される前の主要諸国間の業種別比較を示す第6表、第7表から解るように、わが国の耐用年数はおおむね英米の償却率よりもやや短い。西独の償却率には遙かに及ばない。さらに、先に述べた英米の耐用年数短縮の結果、英米の

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

第八表 主要諸外国における主要企業の資金源泉比較

年 国 項 目	1959 (S. 34)				1960 (S. 35)				1961 (S. 36)			
	日	米	英	西独	日	米	英	西独	日	米	英	西独
内部資金	25	57	63	67	25	71	60	59	21	76	67	54
社内留保	4	19	23	9	6	19	24	9	5	15	31	7
減価償却	21	38	40	58	19	52	36	50	16	61	36	47
外部資金	75	43	37	33	75	29	40	41	79	24	33	46
借入金	24	9	4	21	28	6	9	23	22	△2	6	32
株式債	3	8	8	12	8	7	7	18	12	14	8	13
その他の	6	6	2	—	8	9	1	—	7	14	10	—
42	20	23	—	31	7	24	—	37	△2	9	—	
資金源泉合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

〔資料〕 昭和39年税制調査会「内容と経過の説明」第26表より作成

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

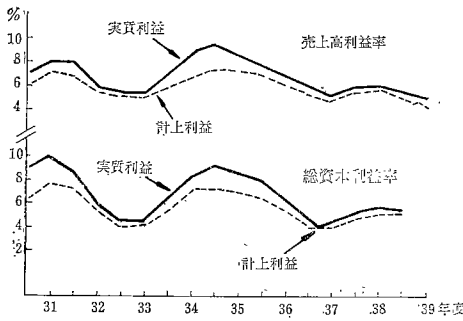
も概ね同程度まで高まったと推定される。

また、内部留保の観点から、自己金融機能として企業の資金源泉のうち減価償却が占める割合を比較するため第8表を試算として挙げる。この表をみれば、わが国は資金源泉中、減価償却が占める割合は二一％であり、諸外国との比較では大体約二分の一から三分の一にすぎない。このことは、設備投資の急激な成長過程においては、減価償却がタイム・ラグ以外にも相対的に設備投資資金を賄うには必ずしも十分でない点から、わが国の英米先進国に比し超高度成長では、ある程度止むを得ない傾向であろう。

しかし、減価償却が他の外部資金に比して資本構成を悪化させず、かつ企業の金利負担を軽減せしめる設備調達的主要な資金源泉であること、内部留保の有力なる Tool であることからみても、国際競争力の保持育成のため、ことに開放経済体制への移行に備えてその短縮が重要であることは今さら改めていうまでもないことである。

このような理由で、僅か三年足らずで、ふたたび機械設備を中心に耐用年数短縮が行われたのである。その結果、前後二回通じて平均約三五％の短縮となった。しかし、この間は昭和三八年上期に一時的立

第二図 収益率の推移—製造業



〔資料〕日銀調査月報 昭和40年6月号、引用論文第一区より作成

直りの傾向を見せたとはいえず、高度成長後の経済構造のヒズミを露呈し、戦後初めてといわれる長期の不況期でもあった。製品市場の軟化、消費者物価の上昇、労働力不足による賃金のコストプッシュに合せて過年度の設備資金となった借入金利子の負担とともに、改正税法による再度の耐用年数短縮による償却コストの増加は、減少した企業収益に追い討ちをかける結果となったのである。

④ 耐用年数短縮の企業収益への影響

昭和四〇年六月、日銀調査月報は、「企業収益の動向について償却コストを中心に」のテーマで、税法改正による企業収益への影響を述べている。⁶⁾紙面の都合上、個別産業部門についての分析はさし控え、全製造業の段階での傾向を例示しよう。第二図が示すように企業収益は趨勢的に低下している。この図の実質利益は、(公表純利益+超過償却+諸引当金の増加+有価証券売却益)の公式により計算されているので、両者の差異が大きければ大きいほど、内部留保が十分に行われていると考えてよい。試みに、好況期(昭和三一年、三四~三五五年)ほど、両者の差異が大きく、不況期(昭和三三年、三七~三九年)ほど、両者の間隔は狭められる。また、昭和三八年一時的回復もこの間隔からみれば、まさに下向傾向における一時的小康状態にすぎなかったことが解る。

この企業収益の傾向的低下の原因を明らかにするため、昭和三四~三五年と昭和三八年の景気上昇期のそれぞれの売上高利益率のピークをとって、この間

第九表 収益性低下の要因別分解

	売上高利益率		同 変動分 (B-A)	販売 価格 による	資本費用			賃金 費用	原料 費用	その他費用		
	34~35年 ピーク (A)	35年の ピーク (B)			償却 費用	金融 費用	計			外部 購入 費	その他	計
製造業	9.6	6.5	-3.1	0.2	-1.1	-0.9	-2.0	0.5	2.1	-4.2	0.3	-3.9

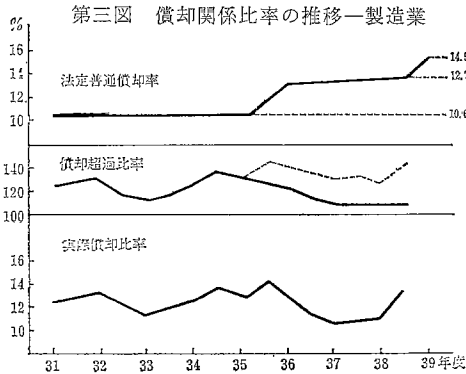
〔資料〕 日経調査月報 前掲文第一表より作成

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

(四六二) 六四

の下降要因が何に基因するものかを試算したのが第9表である。

この表によると、製造業全体では、売上高利益率は三・一ポイント減少しているが、その原因はもっぱら資金コスト(二・〇)と「その他」コスト(三・九)の増大であり、原材料コストは逆に低下し、賃金コストと販売価格は横ばいである。「その他」費用中、主なものは外部購入費の増加であるが、これは売上量に占める他企業からの製品購入分の比率が上昇したことがコスト形成面に反映したものと考えられる。このような傾向は機械産業に強く表われているが、その理由として、①大型機械の比率が高まり、組込み製品数がふえたため、これに付随して他企業依存度が高まった。②需要者が単一企業から一括購入する希望が強まり、メーカーが他企業から製品を受領し、自社製品と共に販売する実例が多くなったことなどがあげられる。このように、外部購入費の増加は生産構造や取引パターンの変化が原価構成に反映したものであるから、内在的コスト変動要因とは考えられない。そこでこれを別にすれば、製造業の実質的収益低下要因は、結局、資本コストの上昇であると考えられる。資本コストの圧迫が強まっているのは償却コスト、金融コストが共に高まっていることによるが、収益性への影響力は償却の方が大であることが表から解る。昭和三六年および三九年の税法上の耐用年数の短縮は当然コスト面に、収益から控除されるべき減価償却費の増加となって表われた。今この償却関係比率の推移を製造業についてみると第三図のようになる。法定普通償却率は法定普通償却額を償却対象額で割ったもので、通常、当然コストとして処理



〔資料〕 日銀調査月報 前掲文第五図より作成

第十表 税法改正の影響についての試算

	売上高利益率低下幅中 償却費用分			売上高利益率低下幅	
	税法改正分	その他	計	実 際	税法改正がなかったとした時
製 造 業	-0.7	-0.4	-1.1	-3.1	-2.4
化 学	0	-0.2	-0.2	-1.3	-1.3
鉄 鋼	-1.1	-0.9	-2.0	-5.9	-4.8
一 般 機 械	-0.8	-0.9	-1.7	-6.0	-5.2
電 気 機 械	-0.7	-0.4	-1.1	-4.9	-4.2
自 動 車	-1.2	-0.8	-2.0	0.9	2.1

〔資料〕 日銀調査月報 前掲文第二表より引用

されるべき償却率である。實際上、この範囲額は殆んど不足なく償却が行われているから、これはそのまま普通償却実施率と見做しうる。これで見ると、税法改正のあった三六年および三九年がそれぞれ基点となつて一段ずつ償却率が増加していることが明白に示される。この償却率の上昇は当然償却コストを高める要因となるが、その増大のうち、二回に亘る税法改正により生じた部分をみると第10表の通りで、償却コスト上昇のうち約六〇％余が耐用年数の短縮に基因していることがわかる。このように、普通償却の負担がふえたために、超過償却のゆとりがなくなり、実質利益が減少して、実質利益

第十一表 特別償却実施状況

製 造 業		法定範囲額 (A)	実 施 額 (B)	不 足 額 (A-B)
36年	下期	268	225	43
37年	上期	275	154	121
	下期	312	108	204
38年	上期	178	129	49
	下期	174	134	40
39年	上期	275	168	107

〔資料〕 日銀調査月報 前掲文第三表より作成

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

(四六四) 六六

率が低下するという結果を生じた。このため、そのシワ寄せが超過償却分の減少となって表われた。事実、昭和三六年以降、超過償却比率は第三図中段の通期傾向的に低下しており、その原因は第11表の特別償却実施不足額の増減により明白に裏づけられる。

以上の要約から容易に察せられるように、再度の税法上の耐用年数短縮が償却コストの上昇となり、近年のわが国企業の収益性低下の最大の要因であることが実証されている。そしてこの償却コストの上昇が「企業の収益力と無関係に、税法の改正によってもたらされた」ところに、わが国の企業課税としての減価償却の適時性、妥当性、経済的重要性等を包括した経済政策性の存在が必要とせられるのである。

(二) 償却方法変更の経済的意義

上述の償却方法変更の背景をなした経済分析の結果、企業収益が趨勢的に下降した所へ再度の税法の耐用年数の短縮がその低下を一層激化させたことが明白となったであろう。

このような企業環境にあって、昭和三八年の小康状態によりややもち直したり、赤字経営からかろうじて脱出した企業にとって、再度欠損となり無配会社に転落したり、赤字を益々累積させることは経営の立場や諸条件が悪化するだけで

なく経営者の交替すら求められかねない。また税法基準を逸脱して、「相当の償却」以下で公表決算を公開することは商法違反に問われるのみならず、監査報告書上、一号限定が付され、総合意見不適正になるかも知れない。そこで税法基準を継続して、しかも、不況下における再度の耐用年数の短縮による償却費増加を悪化した企業収益に軽減する手段として採られたのが、この償却方法を定率法から定額法へ変更するという会計処理ではなかっただろうか。このような見解に立ってはじめて償却方法の変更についての正当な理由がいかに苦しい理由であったことも肯づける。このような会計処理自体は必ずしも一般に認められた手続きであるとはいえない。むしろ広義の紛飾決算とも考えられないこともない。

しかし、そういう結論を出す前にここでわれわれは次のことをどう考えるかという疑問が生ずる。

すなわち、未曾有の経済成長を誇り、年々の自然増収をあげながら、その間一〇年前の陳腐化した耐用年数表を用いさせ、一般的企業収益低下の時に、再度耐用年数を短縮させ、火に油を注ぐような結果をもたらした無感覚な税制改正の無責任さを。

今日の企業会計に対する税法の干渉が改められない限り、不適時なあるいは不適切な耐用年数の改訂は期間損益を歪めるのみならず、企業の正常な発展を阻止し、不況を不当に深刻化させ長期化させることになる。あるいは過大利益を計上させ、景気を一時的に過熱させる結果ともなろう。

いわゆる二重構造といわれる産業構造のわが国では、同一業種であっても企業の規模や発展段階を無視して機種別に一率に耐用年数を変更させることは成長企業の発展を阻害することになる。⁽⁷⁾このために税制改正の適時性と弾力性、適切性が真に要求されるのである。

この点について、近年、米国において、各々の企業の成長度を加味して、短縮された耐用年数の適用が認められるという新しい方法が具体化された。

そこで、次にわれわれはこれの概略をみることにしよう。

- (1) 法人税施行令第五八条二の三。
- (2) この昭和三十六年の耐用年数の短縮の経過については拙稿「成長経済下における耐用年数短縮の経済的效果」(経済学論叢第一三巻第一号)を参照されたい。
- (3) 税制調査会、「昭和三十九年度税制改正に関する臨時答申」(昭和三十八年二月二十八日)二～三頁。
- (4) 税制調査会、「臨時答申の審議の内容及び経過の説明」四二頁。
- (5) U. S. Treasury Dept. Internal Revenue Service, Depreciation Guideline and Rules, Rev. Proceed. 62-21. Pub. No. 456.
- (6) 日銀調査月報、昭和四〇年六月号一～一一頁。
- (7) 法人税法施行令第五七条では国税庁長官の承認を条件として、青色申告法人に対してのみ次の場合に使用可能期間を耐用年数とすることを認めているが、一般の企業が広く利用出来るものではない。

四 成長指標による耐用年数の短縮

減価償却の自己資金としての比重を考え、また技術の進歩に即応していついかにして設備更新を行うべきかを切実に一番よく知っているのはその企業自体である。耐用年数や償却率は理論的にはまったく企業の自主的決定に任ずべきであるという主張もあるが、税制上これを全面的に認めるのは行きすぎである。しかし、企業の個々の実状をまったく無視して、機械設備の種類毎に画一的に耐用年数を短縮することはその適用を受ける企業としてはまったく迷惑なことである。一九六二年七月一日に公布されたアメリカの耐用年数短縮の方法はかかる矛盾を阻止するため、個

別企業の設備更新の割合により示される企業の成長指標で、より短縮された耐用年数使用の可否を決定するという方法が採用された⁽¹⁾。すなわち U. S. Treasury Dept. Internal Revenue Service, Publication No. 456, "Depreciation Guideline and Rules" における「準備金比率」(Reserve Ratio Test) がそれである。

周知のように、従来、アメリカにおける税務計算上の耐用年数の一般的基準は、第二次大戦中の一九四二年一月に財務省から発表されたいわゆるブルティン「F」であった。それは「内国歳入法」やこれと同様のこれまでの諸規定を管理する場合における当局の最も有益な指示や公式の見解の主旨であった。しかし、それは単なる標準であり現実の諸情勢や事実に基づく証拠により個々の場合により基準がしばしば変更されたため、減価償却額の計算に際して納税者と当局との間に紛争がたえなかつた。また、ブルティン「F」では資産の性格別区分により耐用年数が五〇〇〇余に分れていたため複雑をきわめたが、改正後は産業種を四グループに大分類し、共通資産を規定したグループ(一)を除いてそれぞれの業種ごとに中分類し、さらにその中で各業種特有のそれぞれの資産を種類別に新耐用年数を決定したため、合計一〇〇余であり、前者に比してはるかに簡単化されている。

今日の経済にあつては同一資産であってもそのおかれている位置、わかりやすくいえば、その資産が使用される産業が成長的であるか斜陽産業であるかによりその経済的効果、所得形成の貢献度は異なるものといえる。すなわち、同じ機械であっても、成長過程にある産業、企業はつぎつぎと新製品、新製造法が導入され、旧来の機械の経済的陳腐化は停滞産業、斜陽産業に比してはるかに大である。このように、技術革新の今日における償却原因は物理的磨耗現象よりも経済的陳腐化によるものの方がより決定的要因をなしてきている。しかも、その際、個々の資産ごとにその陳腐化が生ずるのではなく、企業全体的、産業全体的に考えられねばならない点である。このような事象が結

局、今回の改正による新しい産業種類の資産区分の耐用年数表が生れた背景である。このように簡略化された耐用年数は、製造業の場合、ブルティン「F」は平均一九年であったが、現実には当局との交渉もあり、実際に適用されていたのは平均一五年程度であったといわれている。新規則はこれをさらに短縮して平均一三年にした。したがって、新規則の耐用年数は、ブルティン「F」よりも三二%、実際に行われていたものよりも一五%程度低く決定せられたといわれている⁽²⁾。この短縮された耐用年数は公布以降三年間は「権利として」(as a matter of right) 使用することが認められている。しかし、その経過期間をすぎれば原則として、企業の成長指標ともいふべき「準備金比率テスト」の検証の結果、この短縮された耐用年数の使用が認められるのである。この基準となるべき「準備金比率」はガイドライン・クラスによる資産区分毎に、減価償却引当金累計額をそれら資産の取得原価合計額で割った比率をいう。「準備金比率テスト」は「ガイドライン・クラスに区分された資産毎に、納税者により実際に行われている廃棄更新実務が使用されたクラス別耐用年数と一致していることを示す客観的なテクニクである」といわれるように、それは耐用年数の決定基準を、納税者の実際の「準備金比率」が総償却資産の増加割合に示される各々の成長率において、標準と見做される「準備金比率」の許容範囲内にあるか否かに求めている。

すなわち、企業の償却資産の廃棄更新速度を取得原価に対する償却額累計額で表示し、償却の進行度合を見積る。しかし、かかる償却進行度合は企業の成長段階に応じて非常に異なるものである。したがって、基準年度の資産の残高に対する増加割合をもって、企業の成長指標と見做して、その割合を「成長率転換表」により、一般的な成長率に転化させる。この成長率と、テスト・ライフが決まると、各償却方法に応じて標準「準備金比率」が「準備金比率表」から一定の上限・下限をもつ許容範囲として求められる。この範囲内に実際の準備金比率があるか否かを吟味する。

このような過程は結局、個々の企業の成長度合における償却状況に照らして、短縮された耐用年数による償却が適切であるか否かを判定する一検証過程である。

かかる意味から、「準備金比率テスト」は企業の各々の成長段階を加味した耐用年数の決定方法であるといえる。勿論この新規定に対して、何の抵抗もないわけではない。事実、一九三六年四月五月にわたる企業経済庁(The Office of Business Economic)による新減価償却規定の特別調査の結果でも、調査対象会社の約一〇%は何らかの理由で新規則を採用していない。

しかし、耐用年数を劃一的に適用することをやめ個々の企業の発展段階に応じて短縮された耐用年数により、より適切な減価償却を行わせ、企業の正常なる発展を阻害しない税制の一つの試みとしては興味ある実験であるといえよう。

- (1) この耐用年数の改正については、拙稿「減価償却の客観的基準としての『準備金比率テスト』」(経済学論叢第一五巻第三・四号)および「一九六二年アメリカの減価償却制度の変更の概要」(経済学論叢第一五巻第五・六号)に詳細に説明している。
- (2) N. B. Ture "Tax Reform ; Depreciation Problems" American Economic Rev. 1963. May p. 334
- (3) この歳入局手続で使用されている基準価額(Basis)は一般的に取得原価を意味するが、内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第101六節(a)で示された場合にはその他の基準の適用も認められる。
- (4) U. S. Treasury Dept. op cit p. 25
- (5) L. Bridge ; "New Depreciation Guidelines and Investment Tax Credit on 1962 Corporate Profits and Taxes." Survey of Current Business 1963 July p. 7-8.

おわりに

今日、わが国の企業会計が税法に著しい影響を受けていることは否めない。わが国産業の主軸である上場会社に対する法定監査においてさえ、税法には一目おいている。「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照して必ずしも適正と認めがたい会計処理であっても、税法の規定により……認められる範囲内の金額を……計上している場合」(監査証明省令取扱六の(1))には一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されているものとして意見が記載出来ることになっている。

このように、企業会計に大きな影響力をもつ税法が、政治的人気めあての減税政策の手段として不適時に行われたり、また徴税の便宜性、課税の公平を理由に劃一的に行なわれれば、企業の期間利益、計算は著しく歪められる。

わが国税法が減価償却に関しては、確定決算申告事項とし、かつ企業も税務計算の複雑化をきらい省令に示された耐用年数に対抗しうる独自の耐用年数を自主的に採用しないかぎり、「税法基準」という便利な名の下に、その期間利益を歪曲させる影響を吸収せざるを得ない。吸収しうるに十分な収益がある場合はよいが、この収益力が低下した場合には、企業の決算は苦しくなる。この苦しさの一つの打開策として、すなわち低下した収益力にもかかわらず、不適時な再度の耐用年数短縮による償却費の増加を吸収するための一手段として企業は償却法を定率法から定額法へと変更せざるを得なかったのではないか。それらは監査報告書における継続性限定事項として表現されている。一体かかる限定事項の原因は会計処理の継続性を犯して償却方法を変更した企業の側にあるのか、あるいは好況期には放置しておいて、不況期に入って再度耐用年数を短縮して企業利益に著しい影響を与えた税制の方にあるのであろうか。

最後に一つの現実的要望として産業計画会議の減価償却制度改正についての一文を引用して筆をおく。

「現行制度のように耐用年数を法定し、一定限度内で短縮を認める程度では個別企業の実情に即応するのに不十分

である。さし当り法定制を存置する場合には少なくとも例外承認の限度を大巾に拡大するとともにその運用を思い切つて弾力的なものとすべきである。

もともと、減価償却の基礎となる耐用年数は事実認定の問題である。戦後、手数の簡素化の意味で法定制をとつたのはやむをえなかつたとしても、将来は減価償却制度本来の性質に戻つて年数の法定を廃止し、戦前の日本、現在の欧米の制度と同じ制度にするのが正しい行き方である。」(一九六六・九・一脱稿)

付言 小稿をすでに書きおえた昭和四一年一〇月一七日大蔵省企業会計審議会特別部会第二小委員会(委員会審場嘉一郎教授)は「税法と企業会計との調整に関する意見書」を報告した。この意見書は去る昭和二十七年六月に出された本審議会の中間報告の前言すなわち、「本意見書はさしあたり企業会計原則の立場から調整を希望する問題点を提起し、解決の方向を示唆したにすぎないものであつて、税法との実際の調整については、更に関係者の間における今後の慎重なる研究に俟たなければならぬものである」を受けて報告された。調整問題の立脚点を企業会計原則の立場のみでなく、税法における課税所得計算の原則をも考慮に入れて調整の可能性を検討した点、税法と企業会計との間に存する差異の調整については、実現が可能であると思われる主要事項を取り上げ、できるだけ具体的な方策を示した点、は前意見書の前文の趣旨に答えたものといえよう。また調整の対象を税法と企業会計原則のみに限定せず、税法・税務行政と企業会計原則・企業会計実務との間に存する差異について論及していることは、たんに前意見書よりも広範というに止まらず、実際の解決への真摯な努力と考えられよう。ただし、税法と企業会計原則との間の差異といわれるもののかかりの部分が税務行政ないしは企業の会計実務の現状に由来するものであり、これらの調整なしには税法と企業会計原則との調整問題は解決されないからである。

さて、この意見書は、税法が課税所得の計算に当つて、企業の適正な自主的経理を容認すべきであるとする主張を基調にしている。その基調の上に、総論として、一、税法における適正な企業経理の尊重、二、企業の会計実務における継続性の重視、三、企業会計原則における問題、各論として、一、会計方法の選択の自主性、二、重要性の判断の弾力性、三、画一的基準の緩和、四、事実認定の自主性、五、表示上の調整等の各項にわたり調整が試みられている。詳細は紙面の都合で論じえないが、小稿に関連する部分のみを抜萃する。すなわち、各論の三、画一的基準の緩和(1)減価償却資産の耐用年数がそれぞれである。

「減価償却資産の耐用年数は、本来、企業の自主的判断による合理的な基準に基づき、資産の実態に即して設定されるべきものである。」

したがって、税法においては、現行の耐用年数を一応のガイド・ライン的なものとするのが望ましいと考えられる。しかし、現状においては、各企業が自ら合理的な耐用年数を直ちに設定することは困難であると考えられるので、税法においてこのような取扱いがなされることを一般的に期待することは、目下のところ実情に添わないものと考えられるが、合理的と認められる耐用年数を企業が自ら定めた場合には、税法としてこれを認めることが妥当であり、そのための方途を税法に規定しておくことが望ましい。なお、現行税法における耐用年数の短縮及び増加償却については、いっそう弾力的に運用できるようにすることが望ましい。」

基本的には、この内容は小稿の意図する所と何ら異ならない。しかし、ここに二三の問題点がないわけではない。すなわち、企業の自主的判断による合理的基準が、果してそのまま、税務当局にとっても合理的基準として受入れられるか否かである。企業にとっては合理的であっても税務当局にとっては必ずしも合理的と認めがたい場合、企業の合理的基準そのものが、合理性の判断で是認されるか否かという点である。意見書は「合理的と認められる耐用年数を企業が自ら定めた場合には云々」とあるが、この合理的と認められる判断は一体誰がするのか。おそらく、第三者としての公認会計士等の判断があるいは中立的立場から主張されるかも知れないが、その見解が当局のそれと異った場合、当局は中立的なその見解を認めるであろうか。また、合理的な基準というものは、何を指標とするのであろうか。規模の大小、企業の成長速度、企業の所屬業種業界の動向、市場における競争、操業度、企業の新旧等の与件により、同一機種でも異なった耐用年数の方が望ましい場合がある。このような合理的基準を一体何に求めるかが問題であり、成長指標に求めたのが小稿にいうアメリカの実例である。合理的と認められる耐用年数が企業自ら定められる企業はそれが認められた場合、自らそれを定めうる能力のない企業はやはり従来通り与えられた耐用年数によらざるを得ない。このための企業間の利害の格差は、益々企業の基礎構造的体質の差異を拡大することにならないか否か。また、企業の自主的判断による合理的な基準に基づいて、資産の実態に即して設定された耐用年数は当然「相当の償却」として毎期過不足なく継続的に適用されなければならない。しかし、何らかの理由により、この基準が変更される場合、その変更の合理性についても再検討しなければならぬ。その場合、合理性の指標を変更することによりその変更の理由とするならば、変更の理由は多くあり、恣意的な利益操作も可能となるであろう。要するに「合理的」という抽象的な表現の中にはまだ多くの非合理的な可能性が内在しており、この判断を具体的に明確化することがこれ

からの問題点となる。

(なお、小稿は同志社大学経済学会研究助成金による成果の一部である。)

(昭四一・一一・二稿)

不況期における減価償却方法変更の経済的意義

(四七三) 七五